

令和5年6月定例会 産業建設常任委員会

議第42号 草津市産業振興条例案（新制定）につきまして、議論の様子をお届けいたします。

（目的）

草津市における産業振興の基本理念を定め、産業振興に関する施策を総合的に推進することで、草津市の経済の発展や市民生活の向上を図ることを目的とし、新たに条例を制定するもの。

【執行部より】

これまで、平成21年度に策定した「草津市工業振興計画」に基づき、工業振興に取り組んできたが、昨今の急激な社会および経済情勢の変化等に対応した幅広い産業振興策を講じる必要があるので、本条例を制定しようとするもの。

本条例案は、今後の産業振興に関わる

- （1）事業者（草津市内で事業活動を個人および法人をいう。）
- （2）産業振興団体（商工観光関連団体その他の本市産業の振興に資する活動をおこなう団体をいう。）
- （3）金融機関（事業者と取引をおこなう銀行・信用金庫・信用組合、その他金融機関および信用保証協会をいう。）
- （4）教育研究機関（大学その他の教育機関または、本市産業の振興に資する研究をおこなう機関をいう。）
- （5）市民（市内に居住し、通勤し、もしくは通学または、市内で活動する者をいう。）
- （6）中小企業者（中小企業基本法第2条第1項のいずれかに該当する事業者をいう。）
- （7）小規模業者（中小企基本業法第2条第5項の小規模事業者に該当する事業者をいう。）

など、それぞれの役割を示しながら、目指す方向性の統一を図るとともに、本市経済の発展と市民生活の向上を図ることを目的として規定した上で**雇用拡大や税収確保の諸課題**に対応し、**地域社会の持続的な発展**を目指す。

【質疑】

議員：中小の事業者への支援が特に求められると考える。その辺りに焦点が当たっているのか。

執行部：実行計画は「産業振興計画」で決めていくが、小規模事業者や中小企業に対して、以前から支援を講じていたが、従来は工業に焦点を絞っていたところを、今後は幅広い分野にも拡げていきたい。

議 員：例えば、**飲食関係と草津産野菜**を結びつけるなど、連携により地域の活性化にもつなげていけるのか。

執行部：現在も、コーディネータがマッチング訪問をしているが、製造業が中心であったので、今後は**農商連携**など、幅広い分野で連携を推進していく。  
また、**創業や起業などのイノベーションを創出していく観点と、既存の中小企業の経営基盤を支えていく**ということを掲げているので、**今後の施策を推進**していく。

議 員：教育研究機関の役割は、人材育成に手腕を発揮していただくとか、研究成果を広く地域社会に貢献いただくことだと思うが、草津市には企業の研究所があって、そういった企業主導でイノベーションを起こしていく観点などが条例に表現されていないが、時代がこれだけ変わっている中で、時代に追いつくような条例になっているのか。

執行部：教育研究機関は、主に大学などの研究成果の技術移転などが主になると考えている。一方で研究所を持っている企業も市内に多数おられるので、研究されている事業者と大学とがマッチング出来れば、イノベーションが起きてくることも考えられるので、産業振興計画に掲げたイノベーション創出には、そういった意味合いも込めている。